

——よりよい環境を未来につなぐために——

令和8年7月

大気汚染防止のしおり

——届出と規制について——
大気汚染防止法
金沢市環境保全条例

金 沢 市

目次

第1章	ばい煙発生施設(ばい煙に係る特定施設)について	
第1項	設置者の義務	2 頁
第2項	届出について	
	1. 大気汚染防止法	2 頁
	2. 金沢市環境保全条例	3 頁
	3. ボイラー設置時の届出フローチャート	4 頁
第3項	ばい煙発生施設と排出基準	
	1. ばい煙の排出基準	5 頁
	2. 窒素酸化物の排出基準	11 頁
	3. 有害物質の排出基準	16 頁
	4. 硫黄酸化物の排出基準	18 頁
第4項	ばい煙量の測定について	19 頁
第5項	罰則について	19 頁
第2章	揮発性有機化合物排出施設について	
第1項	設置者の義務	20 頁
第2項	届出について(大気汚染防止法)	20 頁
第3項	揮発性有機化合物排出施設と排出基準	21 頁
第4項	揮発性有機化合物排出濃度の測定について	22 頁
第5項	罰則について	22 頁
第3章	粉じん発生施設について	
第1項	設置者の義務	23 頁
第2項	届出について	
	1. 大気汚染防止法	23 頁
	2. 金沢市環境保全条例	24 頁
第3項	粉じん発生施設と排出基準	25 頁
第4項	罰則について	26 頁
第4章	水銀排出施設について	
第1項	設置者の義務	27 頁
第2項	届出について	27 頁
第3項	水銀排出施設と排出基準	28 頁
第4項	水銀等排出濃度の測定について	29 頁
第5項	罰則について	30 頁
第5章	指定物質排出施設について	
第1項	設置者の義務	31 頁
第2項	届出について	31 頁
第3項	指定物質排出施設と指定物質抑制基準	31 頁

～大気汚染防止法及び金沢市環境保全条例の目的～

大気汚染防止法は、工場及び事業場における事業活動に伴って生ずるばい煙、揮発性有機化合物、粉じん及び水銀等の排出等を規制し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気汚染に関し国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としています。

また、金沢市環境保全条例は法による規制を補完するとともに、本市に即したきめ細かな規制を行うことにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を営む権利の確保に寄与することを目的としています。

～主な用語の解説～

1. ばい煙

ばい煙発生施設（ばい煙に係る特定施設）の排出口から大気中に排出される次に掲げる物質

ア. 硫黄酸化物……燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物

イ. ばいじん……燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

ウ. 有害物質……物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち

①カドミウム及びその化合物

②塩素及び塩化水素

③弗素、弗化水素及び弗化珪素

④鉛及びその化合物

⑤窒素酸化物

2. 揮発性有機化合物

揮発性有機化合物排出施設（揮発性有機化合物に係る特定施設）の排出口から排出される揮発性有機化合物（VOC）であって大気中に排出、又は飛散した時に気体である有機化合物です。

VOCとは、約200種の揮発性有機化合物の総称で、主なものにトルエン、キシレン、酢酸エチルなどがあります。

3. 粉じん

物の破砕、選別、その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質

ア. 特定粉じん……石綿

イ. 一般粉じん……特定粉じん以外の粉じん

4. 水銀等

水銀排出施設（工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるもの）の排出口から排出される水銀及びその化合物のことをいいます。

5. 有害大気汚染物質

「有害大気汚染物質」とは、低濃度であっても長期的な摂取により健康影響が生ずるおそれのある物質のことをいいます。該当する物質として、248種類が挙げられ、そのうち特に優先的に対策に取り組むべき物質（優先取組物質）として23種類がリストアップされており、その中でも人の健康に係る被害を防止するため、その排出又は飛散を早急に抑制しなければならない3種類の物質（指定物質：ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）には、抑制基準が定められています。

第1章 ばい煙発生施設(ばい煙に係る特定施設)について

第1項 設置者の義務

1. ばい煙発生施設設置者の義務(大気汚染防止法)

- ① 様式第1号により、特定施設の設置の届出を行うこと。また、その届出内容に変更があった場合は速やかにその内容を届出ること。
- ② ばい煙発生施設から発生するばい煙は排出基準に適合したものとすること。
- ③ 工場、事業場から排出するばい煙が、排出基準に適合しているかを定期的に測定し、その結果を保存すること。
- ④ ばい煙を大気中に排出する全ての事業者は、自ら排出するばい煙の排出状況を把握し、これを抑制するために必要な措置を講じなければならない。

2. ばい煙に係る特定施設設置者の義務(金沢市環境保全条例)

- ① 様式第1号、第15号により、特定施設の設置の届出を行うこと。また、その届出内容に変更があった場合は速やかにその内容を届出ること。
- ② ばい煙発生施設から発生するばい煙排出基準に適合したものとすること。
- ③ 事業場等を設置している者は、事故により当該事業場等から公害原因物質等を発生し、排出し、又は飛散させることによって、人の健康若しくは生活環境を損ない、又は損なうおそれが生じたときは、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかにその状況を市長に届出なければなりません。

第2項 届出について

1. 大気汚染防止法

ばい煙発生施設を設置している(しようとする)事業者は、その場合に応じて下記の届出をすることが大気汚染防止法により、義務付けられています。

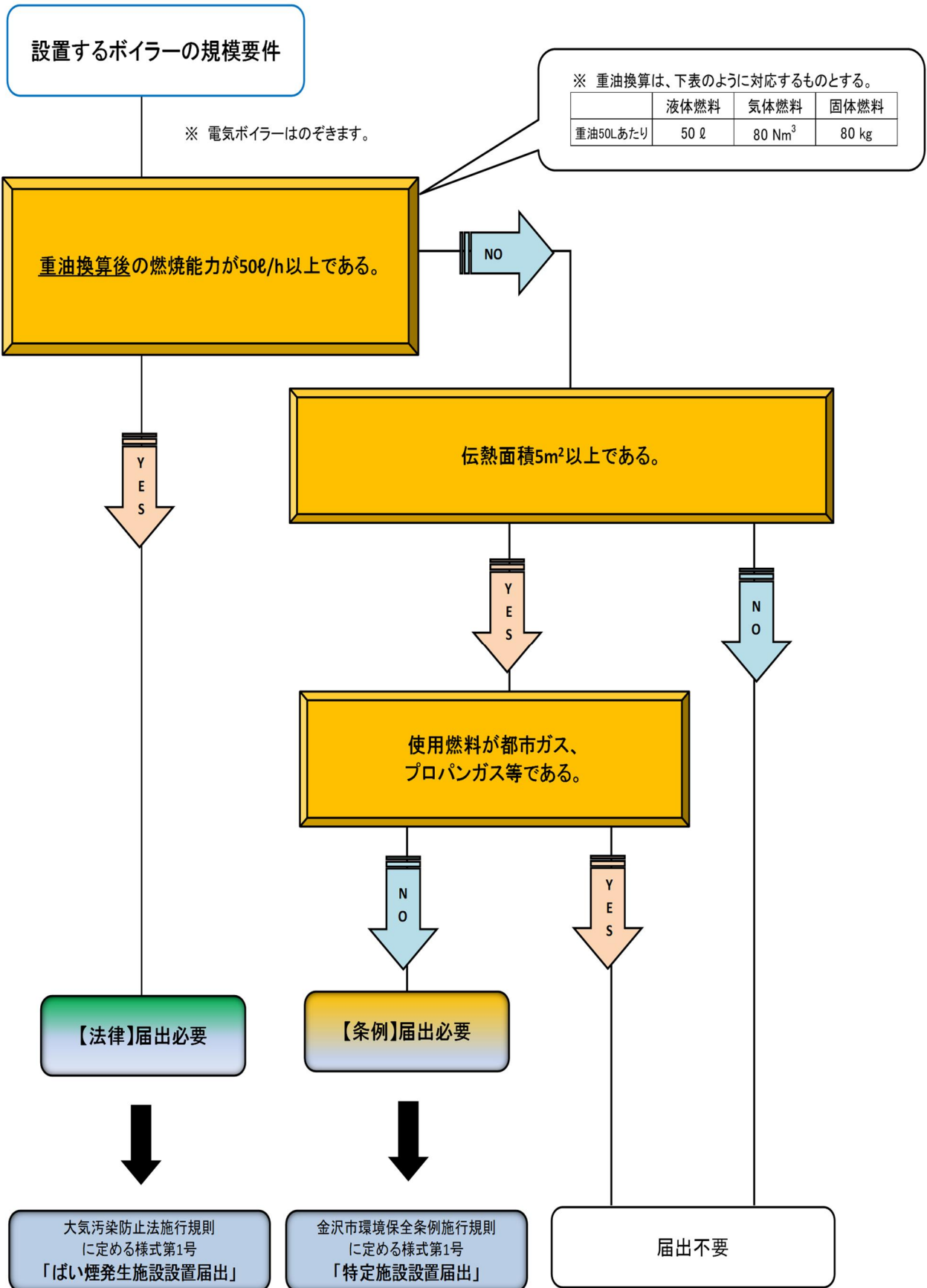
番号	届出の種類	内 容	様式 (※1)	届出部数	提 出 期 限
1	ばい煙発生施設 設置届出	工場、事業場に施設を設置しようとする場合	第1号	2部	施設を設置する60日以前
2	ばい煙発生施設 使用届出	一の施設が当該施設となった際、現に施設を設置している場合	第1号	2部	当該施設が施設となった日から30日以内
3	ばい煙発生施設 変更届出	1または2の届出に係る施設の構造、使用の方法及びばい煙の処理または防止の方法を変更した場合	第1号	2部	施設を変更する60日以前
4	氏名変更届出	1又は2の届出に係る氏名、住所、または工場名、事業場名、所在地を変更した場合	第4号	2部	変更の日から30日以内
5	ばい煙発生施設 使用廃止届出	1または2の届出に係る施設の使用を廃止する場合	第5号	2部	施設を廃止した日から30日以内
6	ばい煙発生施設 承継届出	1または2の届出者の地位(譲受、借受、相続、合併による)を承継する場合	第6号	2部	地位を承継した日から30日以内
備考	※1 大気汚染防止法施行規則に定める様式 「添付書類」 a. 工場、事業場とその付近の見取り図 b. 工場、事業場の建物の配置図 c. 施設の配置図(施設の位置図、煙道図及び検査口の位置図、煙突の立体図) d. 硫黄酸化物の排出基準の計算書 e. ばいじん、窒素酸化物の保証書 f. 燃料の成分表 g. 施設の仕様書またはカタログ				

2. 金沢市環境保全条例

特定施設を設置している(しようとする)事業者は、その場合に応じて下記の届出をすることが義務付けられています。

番号	届出の種類	内 容	様式 (※1)	届出部数	提 出 期 限
1	特定施設 設置届出	工場、事業場に施設を設置しようとする場合	第1号	2部	施設を設置する60日以前
2	特定施設 使用届出	一の施設が当該施設となった際、現に施設を設置している場合	第1号	2部	施設が当該施設となった日から30日以内
3	特定施設の 構造等変更届出	1、2の届出に係る施設の構造、使用の方法及びばい煙の処理の方法を変更した場合	第1号	2部	施設を変更する60日以前
4	氏名等変更届出	1、2の届出に係る氏名、住所、または工場名、事業場名、所在地を変更した場合	第6号	1部	変更の日から30日以内
5	特定施設 使用廃止届出	1、2の届出に係る施設の使用を廃止する場合	第7号	1部	施設を廃止した日から30日以内
6	特定施設 承継届出	1、2の届出者の地位(譲受、借受、相続、合併による)を承継する場合	第9号	1部	地位を承継した日から30日以内
7	改善措置完了届出	特定施設の改善命令に基づく措置を完了した場合	第10号	1部	改善措置完了後、速やかに届出る
8	公害防止管理責任者 選任(変更)の届出	条例の特定施設ならびに大気汚染防止法の特定施設を設置している者が公害防止管理責任者を選任、またはこれを変更した場合	第14号	1部	速やかに届出る
備考	※1 金沢市環境保全条例施行規則に定める様式 「添付書類」 各様式の備考欄を参照				

3. ボイラー設置時の届出フローチャート



第3項 ばい煙発生施設と排出基準

1. ばい煙の排出基準

「ばいじん排出基準表 その1」

[illegible]

「ばいじん排出基準表 その2」

番号	区分	ばい煙発生施設	規 制 対 象 規 模	施設の種類の	ば い じ ん			
					規模 (万m ³ N/h)	基準値 (g/m ³ N)	標準酸素濃度 (%)	
2	法律	水性ガス又は油ガスの発生の用に供する ガス発生炉 及び 加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力20t/日以上 または、 バーナー燃焼能力500/h以上 (重油換算(※5))	ガ ス 発 生 炉		-	0.05	7
				加 熱 炉		-	0.10	7
3	法律	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する 焙焼炉 、 焼結炉 (ペレット焼成炉を含む。)及び 煅焼炉 (14の項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力1 t/h以上	焙 焼 炉		4以上	0.10	0s(※2)
						4未満	0.15	
				焼 結 炉	フェロマンガンの製造の用に供するもの	-	0.20	0s(※2)
					前項に掲げるもの以外のもの	-	0.15	0s(※2)
				煅 焼 炉		4以上	0.20(※1)	0s(※2)
						4未満	0.25(※1)	
4	法律	金属の精錬の用に供する 溶鉱炉 (溶鉱用反射炉を含む。)、 転炉 及び 平炉 (14の項に掲げるものを除く。)		溶 鉱 炉	高 炉	-	0.05	0s(※2)
					前項以外のもの	-	0.15	0s(※2)
				転 炉		-	0.10(※1)	0s(※2)
				平 炉		4以上	0.10	0s(※2)
						4未満	0.20	
				条例	金属の精製又は鋳造の用に供する 溶解炉 (こしき炉並びに金沢市環境保全条例施行規則別表第14項及び第24項から第26項までに掲げるものを除く。)	火格子面積0.5m ² 以上1m ² 未満 または、 羽口面断面積0.25m ² 以上0.5m ² 未満 または、 バーナー燃焼能力250/h以上500/h未満(重油換算(※5)) または、変圧器の定格容量100kVA以上200kVA未満	-	
5	法律	金属の精製又は鋳造の用に供する 溶解炉 (こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。)	火格子面積(※3)1 m ² 以上 または、羽口面断面積(※4)0.5m ² 以上 または、バーナー燃焼能力500/h以上(重油換算(※5)) または、変圧器の定格容量200kVA以上	-		4以上	0.10	0s(※2)
						4未満	0.20(※1)	
6	法律	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する 加熱炉	番号4 条例 溶解炉と同様	-		4以上	0.10(※1)	11 (適用猶予)
						4未満	0.20(※1)	
7	法律	石油製品、石油化学製品又はコールドタル製品の製造の用に供する 加熱炉	番号5と同様	-		4以上	0.10	0s(※2)
						4未満	0.15	
7	条例	石油製品、石油化学製品又はコールドタル製品の製造の用に供する 加熱炉 (希硫ガスを燃料として専燃させるものを除く。)	番号4 条例 溶解炉と同様	-		-	0.20	0s(※2)
補足	※1 S57.5.31以前設置のものには暫定措置あり			※5 重油換算は、重油100あたりが下表のように対応するものとする。				
	※2 0sとは、標準酸素濃度補正を行わないことを示す。							
	※3 火格子面積とは、火格子の水平投影面積をいう。							
	※4 羽口面断面積とは、羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積を言う。							
					液体燃料(ℓ)	気体燃料(Nm ³)	固体燃料(kg)	
				重油100あたり	10	16	16	

「ばいじん排出基準表 その3」

番号	区分	ばい煙発生施設	規 制 対 象 規 模	施設の種類の		ば い じ ん		
						規模 (万m ³ N/h)	基準値(g/m ³ N)	標準酸素濃度 (%)
8	法律	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち 触媒再生塔	触媒に附着する炭素の 燃焼能力 200kg/h以上	-		-	0.20 (※1)	6
8の2	法律	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち 燃焼炉	バーナー燃焼能力 60/h以上 (重油換算(※3))	-		-	0.10	8
9	法律	窯業製品の製造の用に供する 焼成炉 及び 熔融炉	火格子面積 1m ² 以上 または、 バーナー燃焼能力 500/h以上 (重油換算(※3)) または、 変圧器の定格容量 200kVA以上	焼 成 炉	土中釜 (石灰焼成炉)	-	0.40	15
					前項以外のもの	-	0.30	15
					セメント製造用	-	0.10	10
					耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	4以上	0.10	18
						4未満	0.20	
					前4項以外のもの	4以上	0.15	15 (適用猶予)
				4未満		0.25		
				溶 融 炉	板ガラス又はガラス繊維製品の製造の用に供するもの	4以上	0.10	15
						4未満	0.15	
					光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造用	4以上	0.10	16
						4未満	0.15 (※1)	
				前2項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.10	15	
					4未満	0.20		
	条例	同上	火格子面積 0.5m ² 以上1m ² 未満 または、 バーナー燃焼能力 250/h以上500/h未満 (重油換算(※3)) または、 変圧器の定格容量 100kVA以上200kVA未満	石灰焼成炉	土中釜	-	0.80	0s(※2)
					前項以外の施設	-	0.60	
				熔融炉	るつぼ炉	-	0.50	
				前3項以外の施設		-	0.40	
10	法律	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する 反応炉 (カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び 直火炉 (26の項に掲げるものを除く。)	番号9(法律)と同様	反応炉及び直火炉	4以上	0.15	6 (適用猶予)	
					4未満	0.20 (※1)		
	条例	同上	番号9(条例)と同様	-	-	0.40	0s(※2)	
11	法律	乾燥炉 (14の項及び23の項に掲げるものを除く。)	番号9(法律)と同様	骨材乾燥炉	-	0.50 (※1)	16 (※3)	
				前項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.15 (※1)		
					4未満	0.20 (※1)		
	条例	同上	番号9(条例)と同様	骨材乾燥炉	-	0.80	0s(※2)	
				前項に掲げるもの以外のもの	-	0.40		
補足	※1 S57.5.31以前設置のものには暫定措置あり			※3 重油換算は、重油10ℓあたりが下表のように対応するものとする。				
	※2 0sとは、標準酸素濃度補正を行わないことを示す。				液体燃料(ℓ)	気体燃料(Nm ³)	固体燃料(kg)	
	※3 直接熱風乾燥炉は0s(※2)とする。			重油10ℓあたり	10	16	16	

「ばいじん排出基準表 その4」

番号	区分	ばい煙発生施設	規 制 対 象 規 模	施設の種類	ば い じ ん				
					規模 (万m ³ N/h)	基準値 (g/m ³ N)	標準酸素濃度 (%)		
12	法律	製銃、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する 電気炉	変圧器の定格容量 1,000kVA以上	合金鉄（珪素の含有率が40%以上のものに限る。）の製造の用に供するもの		-	0.20	0s(※3)	
				合金鉄（珪素の含有率が40%未満のものに限る。）及びカーバイドの製造の用に供するもの		-	0.15	0s(※3)	
				前2項に掲げるもの以外のもの		-	0.10	0s(※3)	
13	法律	廃棄物焼却炉	火格子面積 2m²以上 または、 焼却能力 200kg/h以上	連 続 炉	焼却能力 (kg/h) 4,000 以上		0.04 (※1)	12	
					焼却能力 (kg/h) 2,000以上4,000未満		0.08 (※1)		
					焼却能力 (kg/h) 2,000 未満		0.15 (※1)		
	前項に掲げるもの以外のもの	焼却能力 (kg/h) 4,000 以上		0.04 (※1)					
		焼却能力 (kg/h) 2,000以上4,000未満		0.08 (※1)					
焼却能力 (kg/h) 2,000 未満		0.15 (※1)							
条例	同上	火格子面積 0.5m²以上2m²未満 または、焼却能力 50kg/h以上200kg/h未満 (廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計とする)	-	-	0.15 (※6)	12			
14	法律	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する 焙焼炉、焼結炉 （ペレット焼成炉を含む。）、 溶鋳炉 （溶鋳用反射炉を含む。）、 転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.5t/h以上 または、火格子面積 0.5m2以上 または、羽口面断面積 0.2m2以上 または、バーナー燃焼能力 200/h以上 (重油換算(※5))	焙 焼 炉	4以上		0.10	0s(※3)	
					4未満		0.15		
				焼 結 炉	-		0.15		
					溶 鋳 炉	-			0.15
						-			0.15
				溶 解 炉	4以上		0.10		
					4未満		0.20 (※2)		
				乾 燥 炉	4以上		0.15 (※2)	16 (※4)	
4未満		0.20 (※2)							
15	法律	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する 乾燥施設	容量 0.1m³以上	-	-	-	0s(※3)		
16	法律	塩素化エチレンの製造の用に供する 塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素の処理能力 50kg/h以上	-	-	-	0s(※3)		
17	法律	塩化第二鉄の製造の用に供する 溶解槽	ただし、塩化水素にあっては塩素換算量とする。	-	-	-	0s(※3)		
18	法律	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する 反応炉	バーナー燃焼能力 30/h以上 (重油換算(※5))	-	-	0.30	6		
補 足	※1 H10.6.30以前設置のものには暫定措置あり			※5 重油換算は、重油10ℓあたりが下表のように対応するものとする。					
	※2 S57.5.31以前設置のものには暫定措置あり								
	※3 0sとは、標準酸素濃度補正を行わないことを示す。								
	※4 直接熱風乾燥炉は0s(※3)とする。								
				※6 H12.9.31以前設置のものには暫定措置あり					
					液体燃料(ℓ)	気体燃料(Nm ³)	固体燃料(kg)		
				重油10ℓあたり	10	16	16		

「ばいじん排出基準表 その5」

番号	区分	ばい煙発生施設	規 制 対 象 規 模	施設の種類	ば い じ ん		
					規模 (万m ³ N/h)	基準値 (g/m ³ N)	標準酸素濃度 (%)
19	法律	化学製品の製造の用に供する 塩素反応施設、塩化水素反 応施設及び塩化水素吸収施 設 （塩素ガス又は塩化水素ガ スを使用するものに限り、前 3項に掲げるものと及び密閉式 のものを除く。）	原料として使用する塩素の 処理能力 50kg/h以上 ただし、塩化水素にあつては 塩素換算量とする。	-	-	0s(※ 1)	
20	法律	アルミニウムの製錬の用に供 する 電解炉	電流容量 30kA以上	-	-	0.05	0s(※ 1)
21	法律	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複 合肥料の製造（原料として燐 鉱石を使用するものに限る。） の用に供する 反応施設、濃 縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の 処理能力 80kg/h以上 または、バーナー燃焼能力 500/h以上 （重油換算(※ 5)） または、変圧器の定格容量 200kVA以上	焼 成 炉	-	0.15	15
				溶 解 炉	-	0.20	0s(※ 1)
22	法律	弗酸の製造の用に供する 凝縮 施設、吸収施設及び蒸溜施 設 （密閉式のものを除く。）	伝熱面積 10m²以上 または、ポンプ動力 1 kW以上	-	-	-	0s(※ 1)
23	法律	トリポリ燐酸ナトリウムの製 造（原料として燐鉱石を使用 するものに限る。）の用に供 する 反応施設、乾燥炉及び 焼成炉	原料の処理能力 80kg/h以上 または、火格子面積 1m²以上 または、バーナー燃焼能力 500/h以上 （重油換算(※ 5)）	乾 燥 炉	-	0.10	16 (※ 2)
				焼 成 炉	-	0.15	15
24	法律	鉛の第二次精錬（鉛合金の製 造を含む。）又は鉛の管、板 若しくは線の製造の用に供す る 溶解炉	バーナー燃焼能力 100/h以上 （重油換算(※ 5)） または、変圧器の定格容量 40kVA以上	溶 解 炉	4以上	0.10	0s(※ 1)
	条例	同上	バーナー燃焼能力 50/h以上100/h未満 （重油換算(※ 5)） または、変圧器の定格容量 20kVA以上40kVA未満	-	-	0.40	
25	法律	鉛蓄電池の製造の用に供する 溶解炉	バーナー燃焼能力 40/h以上 （重油換算(※ 5)） または、変圧器の定格容量 20kVA以上	溶 解 炉	4以上	0.10	0s(※ 1)
					4未満	0.15	
26	法律	鉛系顔料の製造の用に供する 溶解炉、反射炉、反応炉及 び乾燥施設	容量 0.1m³以上 または、バーナー燃焼能力 40/h以上 （重油換算(※ 5)） または、変圧器の定格容量 20kVA以上	溶 解 炉	4以上	0.10	0s(※ 1)
					4未満	0.15	
				反 射 炉	-	0.10	
	条例	同上	容量 0.05m³以上0.1m³未満 または、バーナー燃焼能力 20/h以上40/h未満 （重油換算(※ 5)） 変圧器の定格容量 10kVA以上20kVA未満	-	-	0.40	0s(※ 1)
補 足	※ 1 0sとは、標準酸素濃度補正を行わないことを示す。			※ 5 重油換算は、重油100あたりが下表のように対応するものとする。			
	※ 2 直接熱風乾燥炉は0s(※ 1)とする。						
	※ 3 硝酸鉛の製造の用に供するものを除く。						
	※ 4 ただし鉛酸化物の製造の用に供するものは0s(※ 1)とする。						
		液体燃料(ℓ)	気体燃料(Nm ³)				
	重油100あたり	10	16	16			

「ばいじん排出基準表 その6」

番号	区分	ばい煙発生施設	規 制 対 象 規 模	施設の種類	ば い じ ん		
					規模 (万m ³ N/h)	基準値 (g/m ³ N)	標準酸素濃度 (%)
27	法律	硝酸の製造の用に供する 吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力 100kg/h以上	-	-	-	-
28	法律	コークス炉	原料の処理能力 20t/日以上	オートー型	-	0.15	7
				前項に掲げるもの以外のもの			
29	法律	ガスタービン	燃料の燃焼能力 500/h以上 (重油換算(※1))	ガス専焼	-	0.05	16
				液体専焼			
30	法律	ディーゼル機関	燃料の燃焼能力 500/h以上 (重油換算(※1))	ただし、非常用の施設については、当分の間、排出基準を適用しない	-	0.10	13
				シリンダー内径400mm以上			
				シリンダー内径400mm未満			
				ただし、非常用の施設については、当分の間、排出基準を適用しない			
31	法律	ガス機関	燃料の燃焼能力 350/h以上 (重油換算(※1))	-	-	0.05	0
				ただし、非常用の施設については、当分の間、排出基準を適用しない			
32	法律	ガソリン機関	燃料の燃焼能力 350/h以上 (重油換算(※1))	-	-	0.05	0
				ただし、非常用の施設については、当分の間、排出基準を適用しない			
補 足	※1 重油換算は、重油100あたりが下表のように対応するものとする。						
		液体燃料(ℓ)	気体燃料(Nm ³)	固体燃料(kg)			
	重油100あたり	10	16	16			
ただし、31. ガス機関にあつては次式によることにする。 ・重油換算量 (L/h) = 換算係数×気体燃料の燃焼能力 (Nm ³ /h) ・換算係数＝気体燃料の総発熱量 (kcal/m3N)/9,600 (kcal/L)							

ばいじんの排出基準（規制基準）

① 排出基準(規制基準)

ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガスに含まれるばいじんの量について、温度が0℃であつて、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス中1 m³につき、施設の種類及び規模ごとに、排出基準が定められています。

② 計算式

(i) ばいじんの量は以下の式により算出された量とします。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

	単位	内容
C	ばいじん(g)	ばいじんの量
O _n	-	大気汚染防止法施行規則別表第2備考欄に掲げる数値とする 条例における焼却炉の場合は12とする
O _s	%	排ガス中の酸素の濃度 (20%を超える場合は20%とする。)
C _s	ばいじん(g)	法で定める方法により測定したばいじんの量

③ その他

- (i) ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじんは含まれないものとします。
- (ii) ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とします。

2. 窒素酸化物の排出基準

「窒素酸化物排出基準表 その1」

番号	区分	ばい煙発生施設	規制対象規模	施設の種類	窒 素 酸 化 物			備 考 (暫定措置の有無)	
					規模(万m ³ N/h)	基準値(ppm)	標準酸素濃度(%)		
1	法律	ボイラー (熱風ボイラーを含み、 熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	燃焼能力 500/h以上 (重油換算(※1))	① ガ ス 専 焼	50以上	60	5	S52. 6. 17以前設置の 施設は暫定措置有り	
					4～50	100			
					1～4	130			
					1未満	150			
				② 液 体 燃 料 専 燃 又はガス及び液体燃料混燃 (黒液を含む)	50以上	130	4	S50. 12. 9以前設置の 施設は暫定措置有り (黒液を含むものは S52. 6. 17以前設置)	
					1以上 50未満	150			
					1未満	180		S52. 6. 17以前設置の 施設は暫定措置有り	
				③ 固 体 専 燃	70以上	200	6	S62. 4. 1以前設置の 施設は暫定措置有り	
					4 以上 70未満	250			
					4 未満	350			
				④ 前3項以外の施設	50以上	130	4	-	
					1 以上 50未満	150			
					1未満	180			
	小型 ボイ ラー	伝熱面積 10m2未満 かつ 燃焼能力 500/h以上 (重油換算(※1))	⑤ ガ ス 専 焼	-	150	5	当分の間、適用猶予		
			⑥ 灯油、軽油、A重油専焼、 ガス及び上記液体燃料混焼	-	260	4		H2. 9. 9以前設置の 施設は暫定措置有り	
			⑦ 前項に掲げる物以外の 液体燃料	-	260	4	S63. 4. 1以前設置の 施設は暫定措置有り		
			⑧ 固 体 燃 焼	-	350	6	S63. 4. 1以前設置の 施設は暫定措置有り		
条例	ボイラー (熱風ボイラーを含み、 熱源として電気または 廃熱のみを使用するもの 及び希硫ガスを燃料 として専燃させるものを 除く。)	伝熱面積 5m2以上 かつ燃焼能力 500/h未満 (重油換算(※1))	-	-	-	-	-		
2	法律	水性ガス又は油ガスの 発生用に供する ガス 発生炉 及び 加熱炉	原料として使用する石炭 又はコークスの処理能力 20t/日以上 または、バーナー燃焼能力 500/h以上 (重油換算(※1))	ガ ス 発 生 炉	-	150	7	-	
				加 熱 炉	-				
3	法律	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する 焙焼炉、焼結炉 (ペレット焼成炉を含む。)及び 煅焼炉 (14の項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力 1 t/h以上	焙 焼 炉	-	220	14	S54. 8. 9以前設置の 施設は暫定措置有り	
				焼 結 炉	-		15		
				煅 焼 炉	-	200	10		
4	法律	金属の精錬の用に供する 溶鋳炉 (溶鋳用反射炉を含む。)、 転炉 及び 平炉 (14の項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力 1 t/h以上	溶 鋳 炉	-	100	15	S54. 8. 9以前設置の 施設は暫定措置有り	
				上 記 以 外	-	-	-	-	
	条例	金属の精製又は鋳造の用に供する 溶解炉 (こしき炉並びに金沢市環境保全条例施行規則別表第1第14項及び第24項から第26項までに掲げるものを除く。)	火格子面積 0. 5m²以上1m²未満 または、羽口面断面積 0. 25m²以上0. 5m²未満 または、バーナー燃焼能力 250/h以上500/h未満 (重油換算(※1)) または、変圧器の定格容量 100kVA以上200kVA未満	-	-	-	-	-	
補 足	※1 重油換算は、重油100あたりが下表のように対応するものとする。								
		液体燃料(ℓ)	気体燃料(Nm ³)	固体燃料(kg)					
		重油100あたり	10	16	16				

「室素酸化物排出基準表 その2」

番号	区分	ばい煙発生施設	規 制 対 象 規 模	施設の種類の	室 素 酸 化 物			備 考 (暫定措置の有無)								
					規模 (万m³N/h)	基準値(ppm)	標準酸素濃度 (%)									
5	法律	金属の精製又は鋳造の用に供する 溶解炉 (こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。)	火格子面積(※2) 1㎡以上 または、 羽口面断面積(※3) 0.5㎡以上 または、 バーナー燃焼能力 500/h以上 (重油換算(※1)) または、変圧器の定格容量 200kVA以上	キューボラを除くもの	-	180	12	S54.8.9以前設置の施設は暫定措置有り								
6	法律	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する 加熱炉		ラジアントチューブ型	10以上	100	11	-								
					0.5～10	150										
					0.5未満	180										
					10以上	100										
				鍛 接 鋼 管 用	1～10	180										
					0.5～1	150										
					0.5未満	180										
					そ の 他	10以上			100							
				1～10		130										
				0.5～1		150										
0.5未満	180															
条例	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する 加熱炉	番号4 条例 溶解炉と同様	-	-	-	-	-									
7	法律	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する 加熱炉	番号5と同様	-	4以上	100	6	S52.6.17以前設置の施設は暫定措置有り								
					1～4	130										
					0.5～1	150										
					0.5未満	180										
条例	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する 加熱炉 (希硫ガス専燃のものを除く。)	番号4 条例 溶解炉と同様	-	-	-	-	-									
8		石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち 触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力 200kg/h以上	-	-	250	6	S54.8.19以前設置の施設は暫定措置有り								
8の2		石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち 燃焼炉	バーナー燃焼能力 60/h以上 (重油換算(※1))	-	-	250	8	S54.8.19以前設置の施設は暫定措置有り								
9	法律	窯業製品の製造の用に供する 焼成炉 及び 溶融炉	火格子面積(※2) 1㎡以上 または、 バーナー燃焼能力 500/h以上 (重油換算(※1)) または、 変圧器の定格容量 200kVA以上	焼 成 炉	石灰焼成炉 (ロータリーキルン)	-	250	15	S54.8.9以前設置の施設は暫定措置有り							
					セメント製造用	10以上	250	10	S52.6.17以前設置の施設は暫定措置有り							
				10未満		350										
				耐火レンガ又は耐火物原料の製造用	-	400	18	S54.8.9以前設置の施設は暫定措置有り								
					前3項以外のもの	-	180		15							
				溶 融 炉	板ガラス又はガラス繊維製品製造用	-	360	15	S54.8.9以前設置の施設は暫定措置有り							
					光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造用	-	800	16								
					前項以外のガラス溶融路	-	450	15								
	前3項に掲げるもの以外のもの	-	180													
条例	同上	火格子面積(※2) 0.5㎡以上1㎡未満 または、バーナー燃焼能力 250/h以上500/h未満 (重油換算(※1)) または、変圧器の定格容量 100kVA以上200kVA未満	-	-	-	-	-									
補 足	※1 重油換算は、重油100あたりが下表のように対応するものとする。 <table><tr><td></td><td>液体燃料(ℓ)</td><td>気体燃料(Nm³)</td><td>固体燃料(kg)</td></tr><tr><td>重油100あたり</td><td>10</td><td>16</td><td>16</td></tr></table>					液体燃料(ℓ)	気体燃料(Nm³)	固体燃料(kg)	重油100あたり	10	16	16	※2 火格子面積とは、火格子の水平投影面積をいう。 ※3 羽口面断面積とは、羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積を言う。			
		液体燃料(ℓ)	気体燃料(Nm³)	固体燃料(kg)												
	重油100あたり	10	16	16												

「窒素酸化物排出基準表 その3」

番号	区分	ばい煙発生施設	規 制 対 象 規 模	施設の種類		窒 素 酸 化 物			備 考 (暫定措置の有無)	
						規模 (万m³N/h)	基準値 (ppm)	標準酸素濃度 (%)		
10	法律	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する 反応炉 （カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び 直火炉 （26の項に掲げるものを除く。）	番号9(法律)と同様	反応炉及び直火炉		15	180	6	S54. 8. 9以前設置の施設は暫定措置有り	
	条例	同上	番号9(条例)と同様	-		-	-	-	-	
11	法律	乾燥炉 （14の項及び23の項を除く。）	番号9(法律)と同様	-		-	230	16	S54. 8. 9以前設置の施設は暫定措置有り	
	条例	同上	番号9(条例)と同様	-		-			-	
12	法律	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する 電気炉	変圧器の定格容量 1,000kVA以上	-		-	-	-	-	
13	法律	廃棄物焼却炉	火格子面積(※2) 2㎡以上 または、焼却能力 200kg/h以上	連 続 炉	浮遊回転燃焼式	-	450	12	S54. 8. 9以前設置の施設は暫定措置有り	
					そ の 他	-	250		S52. 6. 17以前設置の施設は暫定措置有り	
				前項に掲げるもの以外のもの		4以上	250			
						4未満	-			-
	条例	同上	火床面積(※3) 0.5㎡以上2㎡未満 または、焼却能力 50kg/h以上200kg/h未満	-		-			-	
14	法律	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する 焙焼炉 、 焼結炉 （ペレット焼成炉を含む。）、 溶鉱炉 （溶鉱用反射炉を含む。）、 転炉 、 溶解炉 及び 乾燥炉	原料の処理能力 0.5t/h以上 または、 火格子面積 0.5m2以上 または、 羽口面断面積 0.2m2以上 または、 バーナー燃焼能力 20t/h以上 (重油換算(※1))	焙 焼 炉		-	220	14	S54. 8. 9以前設置の施設は暫定措置有り	
				焼 結 炉				15		
				溶 鉱 炉	亜鉛精錬用 鉛処理炉	-	450	15	-	
					前項以外	-	100		S54. 8. 9以前設置の施設は暫定措置有り	
				転 炉		-	-	-	-	
				溶 解 炉	銅精錬用 精製炉	-	330	12	-	
					前項以外	-	180		S54. 8. 9以前設置の施設は暫定措置有り	
				乾 燥 炉		-	180	16		
15	法律	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する 乾燥施設	容量 0.1m³以上	-		-	-	-	-	
16	法律	塩素化エチレンの製造の用に供する 塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素の処理能力 50kg/h以上	-		-	-	-	-	
17	法律	塩化第二鉄の製造の用に供する 溶解槽	ただし、塩化水素にあっては塩素換算量とする。	-		-	-	-	-	
18	法律	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する 反応炉	バーナー燃焼能力 3t/h以上 (重油換算(※1))	-		-	180	6	-	
19	法律	化学製品の製造の用に供する 塩素反応施設 、 塩化水素反応施設 及び 塩化水素吸収施設 （塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素の処理能力 50kg/h以上 ただし、塩化水素にあっては塩素換算量とする。	-		-	-	-	-	
補 足	※1 重油換算は、重油10tあたりが下表のように対応するものとする。					※2 火格子面積とは、火格子の水平投影面積をいう。				
		液体燃料 (t)	気体燃料 (Nm³)	固体燃料 (kg)	※3 廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計とする。					
	重油10tあたり	10	16	16						

「窒素酸化物排出基準表 その4」

番号	区分	ばい煙発生施設	規制対象規模	施設の種類	窒素酸化物			備考 (暫定措置の有無)
					規模 (万m ³ N/h)	基準値 (ppm)	標準酸素濃度 (%)	
20	法律	アルミニウムの製錬の用に供する 電解炉	電流容量 30kA以上	-	-	-	-	-
21	法律	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する 反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力 80kg/h以上 または、バーナー燃焼能力 50t/h以上 (重油換算(※4)) または、変圧器の定格容量 200kVA以上	焼成炉	-	180	15	S54. 8. 9以前設置の施設は暫定措置有り
			-	-	600	15		
22	法律	弗酸の製造の用に供する 凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設 (密閉式のものを除く。)	伝熱面積 10m²以上 または、ポンプ動力 1kW以上	-	-	-	-	-
23	法律	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する 反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力 80kg/h以上 または、火格子面積 1m²以上 または、バーナー燃焼能力 50t/h以上 (重油換算(※4))	乾燥炉	-	180	16	S54. 8. 9以前設置の施設は暫定措置有り
			-	-	180	15		
24	法律	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する 溶解炉	バーナー燃焼能力 10t/h以上 (重油換算(※4)) または、変圧器の定格容量 40kVA以上	溶解炉	-	180	12	S54. 8. 9以前設置の施設は暫定措置有り
	条例	同上	バーナー燃焼能力 5t/h以上10t/h未満 (重油換算(※4)) または、変圧器の定格容量 20kVA以上40kVA未満	溶解炉	-	-	-	-
25	法律	鉛蓄電池の製造の用に供する 溶解炉	バーナー燃焼能力 4t/h以上 (重油換算(※4)) または、変圧器の定格容量 20kVA以上	溶解炉	-	180	12	S54. 8. 9以前設置の施設は暫定措置有り
26	法律	鉛系顔料の製造の用に供する 溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量 0.1m³以上 または、バーナー燃焼能力 4t/h以上 (重油換算(※4)) または、変圧器の定格容量 20kVA以上	溶解炉	-	180	12 (※1)	S54. 8. 9以前設置の施設は暫定措置有り
				反射炉	-	180	15	
				反応炉	-	180	6 (※2)	
	条例	同上	容量 0.05m³以上0.1m³未満 または、バーナー燃焼能力 2t/h以上4t/h未満 (重油換算(※4)) 変圧器の定格容量 10kVA以上20kVA未満	溶解炉	-	-	-	-
				反射炉				
				反応炉				
27	法律	硝酸の製造の用に供する 吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力 100kg/h以上	-	-	200	0s (※3)	-
28	法律	コークス炉	原料の処理能力 20t/日以上	オートー型	10以上	170	7	S52. 6. 17以前設置の施設は暫定措置有り
					10未満			
				前項に掲げるもの以外のもの	10以上			
					10未満			
補足	※1 鉛酸化物製造用のものは0s(※3)とする。			※4 重油換算は、重油10L当たりが、下の表のように対応するものとする。				
	※2 鉛酸化物、硝酸鉛の製造用のものは0s(※3)とする。				液体燃料(t)	気体燃料(Nm ³)	固体燃料(kg)	
	※3 0sとは標準酸素濃度補正をしないことを示す。			重油100あたり	10	16	16	
				ただし、31.ガス機関にあつては次式によることにする。 ・重油換算量 (L/h) = 換算係数×気体燃料の燃焼能力 (m ³ N/h) ・換算係数＝気体燃料の総発熱量 (kcal/m ³ N)/9,600 (kcal/L)				

「窒素酸化物排出基準表 その5」

番号	区分	ばい煙発生施設	規 制 対 象 規 模	施設の種類の種類		窒 素 酸 化 物			備 考 (暫定措置の有無)
						規模 (万m ³ N/h)	基準値 (ppm)	標準酸素濃度 (%)	
29	法律	ガスタービン	燃料の燃焼能力 500/h以上 (重油換算(※1))	常 用		-	70	16	H3.2.1以前設置の 施設は暫定措置有り
				非 常 用					当分の間、適用猶予
30	法律	ディーゼル機関	同上	常用	シリンダー内径 400mm以上	-	1,200	13	H3.2.1以前設置の 施設は暫定措置有り
					シリンダー内径 400mm未満	-	950		
				非常用	シリンダー内径 400mm以上	-	1,200		当分の間、適用猶予
					シリンダー内径 400mm未満	-	950		
31	法律	ガス機関	燃料の燃焼能力 350/h以上 (重油換算(※1))	常 用		-	600	0	H6.2.1以前設置の 施設は暫定措置有り
				非 常 用					当分の間、適用猶予
32	法律	ガソリン機関	同上	常 用		-	600	0	H6.2.1以前設置の 施設は暫定措置有り
				非 常 用					当分の間、適用猶予
補 足				※1 重油換算は、重油10L当たりが、下の表のように対応するものとする。					
					液体燃料(ℓ)	気体燃料(Nm ³)	固体燃料(kg)		
				重油10ℓあたり	10	16	16		
				ただし、31.ガス機関にあっては次式によることにする。 ・重油換算量 (L/h) =換算係数×気体燃料の燃焼能力 (m ³ N/h) ・換算係数=気体燃料の総発熱量 (kcal/m ³ N)/9,600 (kcal/L)					

窒素酸化物の排出基準（規制基準）

① 排出基準(規制基準)

ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガスに含まれる窒素酸化物について、温度が0℃であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス中1m³につき、施設の種類ごとに窒素酸化物の排出基準が定められています。

② 計算式

窒素酸化物の量は以下の式により算出された量とします。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

	単位	内容
C	cm ³	窒素酸化物の量
O _n	-	大気汚染防止法施行規則別表第2備考欄に掲げる数値とする 焼却炉の場合は12とする
O _s	%	排ガス中の酸素の濃度 (20%を超える場合にあっては 20%とする。)
C _s	cm ³	法で定める方法により測定した窒素酸化物の量

3. 有害物質の排出基準

「有害物質排出基準表 その1」

番号	区分	ばい煙発生施設	規制対象規模	有害物質及びその基準値		
9	法律	窯業製品の製造の用に供する 焼成炉 及び 溶融炉	火格子面積 1㎡以上 または、バーナー燃焼能力 500/h以上 (重油換算(※3)) または、変圧器の定格容量 200kVA以上	カドミウム及び その化合物 (※1)	フッ素、フッ化水素、 フッ化珪素 (※1)	鉛 (※1)
				1.0mg/Nm ³	10mg/Nm ³	20mg/Nm ³
	条例	同上	火格子面積 0.5㎡以上1㎡未満 または、バーナー燃焼能力 250/h以上500/h未満 (重油換算(※3)) または、変圧器の定格容量 100kVA以上200kVA未満	カドミウム及び その化合物 (※1)	フッ素、フッ化水素、 フッ化珪素 (※1)	鉛 (※1)
				1.0mg/Nm ³	10mg/Nm ³	20mg/Nm ³
10	法律	無機化学工業品又は食料品の 製造の用に供する 反応炉 (カーボンブラック製造用燃 焼装置を含む。)及び 直火炉 (26の項に掲げるものを除 く。)	番号9(法律)と同様	カドミウム及び その化合物 (※1)	フッ素、フッ化水素、 フッ化珪素 (※1)	鉛 (※1)
				1.0mg/Nm ³	10mg/Nm ³	20mg/Nm ³
	条例	同上	番号9(条例)と同様	カドミウム及び その化合物 (※1)	フッ素、フッ化水素、 フッ化珪素 (※1)	鉛 (※1)
				1.0mg/Nm ³	10mg/Nm ³	20mg/Nm ³
13	法律	廃棄物焼却炉	火格子面積 2㎡以上 または、 焼却能力 200kg/h以上	塩化水素	$C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$ C：塩化水素の量(mg) O _s :排ガス中の酸素濃度(%) C _s :法で定める方法により測定した 塩化水素の量	
				700mg/Nm ³ (標準酸素濃度：12%)		
	条例	同上	火床面積(※2) 0.5㎡以上2㎡未満 または、焼却能力 50kg/h以上200kg/h未満	塩化水素		
				700mg/Nm ³ (標準酸素濃度：12%)		
14	法律	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に 供する 焙焼炉 、 焼結炉 (ペ レット焼成炉を含む。)、 溶 鉱炉 (溶鉱用反射炉を含 む。)、 転炉 、 溶解炉 及び 乾 燥炉	原料の処理能力 0.5t/h以上 または、火格子面積 0.5㎡以上 または、羽口面断面積 0.2㎡以上 または、バーナー燃焼能力 200/h以上 (重油換算(※2))		カドミウム及び その化合物	鉛及びその化合物
				焼結炉 溶鉱炉	1.0mg/Nm ³	30mg/Nm ³
				上記以外	1.0mg/Nm ³	10mg/Nm ³
15	法律	カドミウム系顔料又は炭酸カ ドミウムの製造の用に供する 乾燥施設	容量 0.1㎡以上	－	カドミウム及び その化合物	－
				1.0mg/Nm ³	－	
16	法律	塩素化エチレンの製造の用に 供する 塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素の 処理能力 50kg/h以上 (※1)	－	塩素	塩化水素
				30mg/Nm ³	80mg/Nm ³	
17	法律	塩化第二鉄の製造の用に供す る 溶解槽	同上	－	塩素	塩化水素
				30mg/Nm ³	80mg/Nm ³	
補 足	※1 カドミウム、フッ素、鉛は、ガラス、ガラス製品製造に供するものに限る。					
	※2 廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計とする。					
	※3 重油換算は、重油10L当たりが、下の表のように対応するものとする。					
		液体燃料(ℓ)	気体燃料(Nm ³)	固体燃料(kg)		
	重油10ℓあたり	10	16	16		

「有害物質排出基準表 その2」

番号	区分	ばい煙発生施設	規制対象規模	施設	有害物質及びその基準値		
18	法律	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する 反応炉	バーナー燃焼能力 30t/h以上 （重油換算（※2））	-	塩素	塩化水素	-
					30mg/Nm ³	80mg/Nm ³	-
19	法律	化学製品の製造の用に供する 塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設 （塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素の処理能力 50kg/h以上 （※1）	-	塩素	塩化水素	-
					30mg/Nm ³	80mg/Nm ³	-
20	法律	アルミニウムの製錬の用に供する 電解炉	電流容量 30kA以上		弗素	弗化水素	弗化珪素
				吸引ダクトを通じた排気口	3.0mg/Nm ³	3.0mg/Nm ³	3.0mg/Nm ³
				上記以外	1.0mg/Nm ³	1.0mg/Nm ³	1.0mg/Nm ³
21	法律	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する 反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力 80kg/h以上 または、バーナー燃焼能力 500t/h以上 （重油換算（※2）） または、変圧器の定格容量 200kVA以上		弗素	弗化水素	弗化珪素
				反応、濃縮施設溶解炉	10mg/Nm ³	10mg/Nm ³	10mg/Nm ³
				過燐酸石灰重過燐酸石灰反応施設	15mg/Nm ³	15mg/Nm ³	15mg/Nm ³
				りん酸質肥料の焼成炉、溶解炉、平炉	20mg/Nm ³	20mg/Nm ³	20mg/Nm ³
22	法律	弗酸の製造の用に供する 凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設 （密閉式のものを除く。）	伝熱面積 10m²以上 または、ポンプ動力 1kW以上	-	弗素	弗化水素	弗化珪素
					10mg/Nm ³	10mg/Nm ³	10mg/Nm ³
23	法律	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する 反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力 80kg/h以上 または、火格子面積 1m²以上 または、バーナー燃焼能力 500t/h以上 （重油換算（※2））	-	弗素	弗化水素	弗化珪素
					10mg/Nm ³	10mg/Nm ³	10mg/Nm ³
24	法律	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する 溶解炉	バーナー燃焼能力 100t/h以上 （重油換算（※2）） または、変圧器の定格容量 40kVA以上	-	鉛及びその化合物	-	-
					10mg/Nm ³	-	-
	条例	同上	バーナー燃焼能力 50t/h以上100t/h未満 （重油換算（※2）） または、変圧器の定格容量 20kVA以上40kVA未満	-	鉛及びその化合物	-	-
25	法律	鉛蓄電池の製造の用に供する 溶解炉	バーナー燃焼能力 40t/h以上 （重油換算（※2）） または、変圧器の定格容量 20kVA以上	-	鉛及びその化合物	-	-
					10mg/Nm ³	-	-
26	法律	鉛系顔料の製造の用に供する 溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量 0.1m³以上 または、バーナー燃焼能力 40t/h以上 （重油換算（※2）） または、変圧器の定格容量 20kVA以上	-	鉛及びその化合物	-	-
					10mg/Nm ³	-	-
	条例	同上	容量 0.05m³以上0.1m³未満 または、バーナー燃焼能力 20t/h以上40t/h未満 （重油換算（※2）） 変圧器の定格容量 10kVA以上20kVA未満	-	鉛及びその化合物	-	-
補足	※1 塩化水素にあつては塩素換算量とする。			※2 重油換算は、重油10L当たりが、下の表のように対応するものとする。			
					液体燃料(ℓ)	気体燃料(Nm ³)	固体燃料(kg)
				重油10ℓあたり	10	16	16

4. 硫黄酸化物の排出基準（規制基準）（K値規制）

すべてのばい煙発生施設（ばい煙に係る特定施設）は、次の式により算出した硫黄酸化物の量によって規制されます。

$$q = K \times 10^{-3} \cdot He^2$$

この式において、q、K、及びHeは、それぞれ次の値を表すものとします。

	単位	内容
q	Nm ³ /h	硫黄酸化物の量(0℃、1気圧の状態)
K	—	8.76
He	m	次の数式により補正された排出口の高さ

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1\right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}\right) + 1$$

これらの式において、He、Ho、Q、V、及びTは、それぞれ次の値を表すものとします。

	単位	内容
He	m	補正された排出口の高さ
Ho	m	排出口の実高さ
Q	m ³ /s	温度 15℃における排出ガス量
V	m/s	排出ガスの排出速度
T	K(絶対温度)	排出ガスの温度

(注1)

陣笠が設置されている煙突に関しては、排出口高さの補正は行いません。

(He = Ho として計算します)

(注2)

非常用のガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関については硫黄酸化物の排出基準の適用は当分の間猶予します。

第4項 ばい煙量の測定について

大気汚染防止法により、下記のようにばい煙量を測定し、その結果を記録し、3年間保存することが義務付けられています

施設の種類		硫黄酸化物		窒素酸化物及び有害物質(※)		ばいじん	記録保存	備 考
		硫黄酸化物排出量	測定頻度	排出ガス量 (Nm ³ /時)	測定頻度	測定頻度		
ガス専燃ボイラー、 ガスタービン、ガス 機関		10Nm ³ /時以上	2ヶ月に1回以上	4万以上	2ヶ月に1回以上	5年に1回以上	当該記録表（施行規則も事業者様式第7に記す、の3年間保存すること。当 該ただし、書の計量証を明則も事業式者第7に記す、の記録の交付を受けることができる。	有害物質の測定は、排出基準が適用される施設に限る。 ※－当項目に関しては、排出基準を適用しないものとされている。
		10Nm ³ /時未満	－	4万未満	年2回以上			
				4万以上	2ヶ月に1回以上			
				4万未満	年2回以上			
ガス発生のうち、 燃料電池用改質器		10Nm ³ /時以上	2ヶ月に1回以上	規模要件なし	5年に1回以上	5年に1回以上		
		10Nm ³ /時未満	－					
廃棄物 焼却炉	焼却能力 4 t/時以上	10Nm ³ /時以上	2ヶ月に1回以上	4万以上	2ヶ月に1回以上	2ヶ月に1回以上		
		10Nm ³ /時未満	－	4万未満	年2回以上			
				4万以上	2ヶ月に1回以上			
				4万未満	年2回以上			
	焼却能力 4 t/時未満	10Nm ³ /時以上	2ヶ月に1回以上	4万以上	2ヶ月に1回以上	年2回以上		
		10Nm ³ /時未満	－	4万未満	年2回以上			
				4万以上	2ヶ月に1回以上			
				4万未満	年2回以上			
上記以外の全ての施設		10Nm ³ /時以上	2ヶ月に1回以上	4万以上	2ヶ月に1回以上	2ヶ月に1回以上		
		10Nm ³ /時未満	－	4万未満	年2回以上	年2回以上		
				4万以上	2ヶ月に1回以上	2ヶ月に1回以上		
				4万未満	年2回以上	年2回以上		

第5項 罰則について

排出基準違反、改善命令違反、測定義務違反、各種届出義務違反等に対しては、大気汚染防止法または金沢市環境保全条例に基づき、下記のとおり罰則が適用されます。

区分	違反内容	罰 則
大気汚染防止法	設置、構造等変更の未届出、虚偽の届出	3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
	設置、構造等変更の届出に対する計画変更命令違反	1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
	設置、構造等変更の実施制限違反	30万円以下の罰金
	ばい煙濃度の排出基準違反	6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
	改善命令違反	1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
	測定結果の未記録、虚偽の記録、記録の保存義務違反	30万円以下の罰金
金沢市環境保全条例	設置、構造等変更の未届出、虚偽の届出	3月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金
	経過措置の未届出、虚偽の届出	10万円以下の罰金
	設置、構造等変更の実施制限違反	
	設置、構造等変更の届出に対する計画変更命令違反	1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
	改善命令違反	

第2章 揮発性有機化合物排出施設について

第1項 設置者の義務

1. 揮発性有機化合物排出施設設置者の義務(大気汚染防止法)

- ① 様式第2の2号により、揮発性有機化合物排出施設の設置の届出を行うこと。また、その届出内容に変更があった場合は速やかにその内容を届出ること。
- ② 揮発性有機化合物排出施設から排出する揮発性有機化合物の濃度は排出基準に適合したものとすること。
- ③ 工場、事業場から排出する揮発性有機化合物の濃度が、排出基準に適合しているかを定期的に測定し、その結果を保存すること。

第2項 届出について

揮発性有機化合物排出施設を設置している(しようとする)事業者は、その場合に応じて下記の届出をすることが大気汚染防止法により、義務付けられています。

番号	届出の種類	内 容	様式 (※1)	届出部数	提 出 期 限
1	揮発性有機化合物排出施設 設置届出	工場、事業場に施設を設置しようとする場合	第2の2号	2部	施設を設置する60日以前
2	揮発性有機化合物排出施設 使用届出	一の施設が当該施設となった際、 現に施設を設置している場合	第2の2号	2部	施設が当該施設となった日から 30日以内
3	揮発性有機化合物排出施設 変更届出	1または2の届出に係る施設の構造、 使用の方法及びVOCの処理または 防止の方法を変更した場合	第2の2号	2部	施設を変更する60日以前
4	氏名変更届出	1又は2の届出に係る氏名、住所、 または工場名、事業場名、所在地を 変更した場合	第4号	2部	変更の日から30日以内
5	揮発性有機化合物排出施設 使用廃止届出	1または2の届出に係る施設の使用を 廃止する場合	第5号	2部	施設を廃止した日から30日以内
6	揮発性有機化合物排出施設 承継届出	1または2の届出者の地位(譲受、 借受、相続、合併による)を承継する 場合	第6号	2部	地位を承継した日から30日以内
備考	※1 大気汚染防止法施行規則に定める様式 「添付書類」 a. 工場、事業場とその付近の見取り図 b. 工場、事業場の建物の配置図 c. 揮発性有機化合物排出施設及び揮発性有機化合物処理施設の設置場所を示す配置図 d. 揮発性有機化合物排出施設及び揮発性有機化合物処理施設の主要寸法を記入した概要図 e. 揮発性有機化合物の排出及び揮発性有機化合物の処理に係る操業系統の概要 f. 排出ガスの導管に排出ガスの測定箇所を設けている場合はその場所 g. 緊急連絡用の電話番号、その他緊急時における連絡系統				

第3項 揮発性有機化合物排出施設と排出基準

番号	施 設 名	規 模	排 出 基 準
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力(※1) 3,000m³/h以上	600 vol ppmC (※2)
2	塗装施設 (吹付塗装を行うものに限る。)	排風機の排風能力 100,000m³/h以上	自動車製造の用に供する施設 新設 400 vol ppmC 既設 700 vol ppmC その他の用に供する施設 700 vol ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設 (吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力 10,000m³/h以上	木材、木製品(家具を含む。)の用に供する施設 1,000 vol ppmC その他の用に供する施設 600 vol ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力 5,000m³/h以上	1,400 vol ppmC
5	接着の用に供する乾燥施設(前項に掲げるもの及び木材又は木製品(家具を含む。))の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力 15,000m³/h以上	1,400 vol ppmC
6	印刷の用に供する乾燥施設 (オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力 7,000m³/h以上	400 vol ppmC
7	印刷の用に供する乾燥施設 (グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力 27,000m³/h以上	700 vol ppmC
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設(当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。)	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積 5m²以上	400 vol ppmC
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8℃において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	容量 1,000kℓ以上 (ただし、H18.3.31以前設置の貯蔵タンクは容量が2,000kℓ以上のものについて基準を適用する。)	60,000 vol ppmC
備考	※ 1 (送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力) ※ 2 [vol ppmC]とは排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量百万分率です。		

第4項 揮発性有機化合物排出濃度の測定について

測定頻度	年1回以上（1年を通して施設を休止する場合は測定の必要はありません）
測定方法	揮発性有機化合物濃度の測定法(平成17年6月10日付け環境省告示第61号)
記録保存	下記の内容を記録し、その記録を3年間保存すること。 ① 測定の年月日及び時刻 ② 測定者 ③ 測定箇所 ④ 測定法 ⑤ 揮発性有機化合物排出施設の使用状況

第5項 罰則について

改善命令違反、各種届出義務違反等に対しては、大気汚染防止法に基づき、下記のとおり罰則が適用されます。

違反内容	罰則
設置、構造等変更の未届出、虚偽の届出	3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
設置、構造等変更の届出に対する計画変更命令違反	1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
設置、構造等変更の実施制限違反	30万円以下の罰金
改善命令違反	1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

第3章 粉じん発生施設について

第1項 設置者の義務

1. 粉じん発生施設設置者の義務(大気汚染防止法)

- (ア)様式第3号により、粉じん発生施設の設置の届出を行うこと。また、その届出内容に変更があった場合は速やかにその内容を届出ること。
- (イ)特定粉じん発生施設から発生する特定粉じんは排出基準に適合したものとすること。また、一般粉じん発生施設においては、構造、使用、管理の基準を満たすこと。

2. 粉じんに係る特定施設設置者の義務(金沢市環境保全条例)

- (ア)様式第1号により、特定施設の設置の届出を行うこと。また、その届出内容に変更があった場合は速やかにその内容を届出ること。
- (イ)特定粉じん発生施設から発生する特定粉じんは排出基準に適合したものとすること。また、一般粉じん発生施設においては、構造、使用、管理の基準を満たすこと。
- (ウ)事業場等を設置している者は、事故により当該事業場等から公害原因物質等を発生し、排出し、又は飛散させることによって、人の健康若しくは生活環境を損ない、又は損なうおそれが生じたときは、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかにその状況を市長に届出なければなりません。

第2項 届出について

1. 大気汚染防止法

粉じん発生施設を設置している(しようとする)事業者は、その場合に応じて下記の届出をすることが大気汚染防止法により、義務付けられています。

番号	届出の種類	内 容	様式 (※1)	届出部数	提 出 期 限
1	一般粉じん発生施設施設設置届出	工場、事業場に施設を設置しようとする場合	第3号	2部	施設を設置する前
2	一般粉じん発生施設施設使用届出	一の施設が当該施設となった際、現に施設を設置している場合	第3号	2部	施設が当該施設となった日から30日以内
3	一般粉じん発生施設施設変更届出	1または2の届出に係る施設の構造、使用の方法及びばい煙の処理または防止の方法を変更した場合	第3号	2部	施設を変更する前
4	特定粉じん発生施設施設設置届出	工場、事業場に施設を設置しようとする場合	第3号の2	2部	施設を設置する60日前
5	特定粉じん発生施設施設使用届出	一の施設が当該施設となった際、現に施設を設置している場合	第3号の2	2部	施設が当該施設となった日から30日以内
6	特定粉じん発生施設施設変更届出	4または5の届出に係る施設の構造、使用の方法及びばい煙の処理または防止の方法を変更した場合	第3号の2	2部	施設を変更する60日前
7	氏名変更届出	1, 2または4, 5の届出に係る氏名、住所、または工場名、事業場名、所在地を変更した場合	第4号	2部	変更の日から30日以内
8	粉じん発生施設使用廃止届出	1, 2または4, 5の届出に係る施設の使用を廃止する場合	第5号	2部	施設を廃止した日から30日以内
9	粉じん発生施設承継届出	1, 2または4, 5の届出者の地位(譲受、借受、相続、合併による)を承継する場合	第6号	2部	地位を承継した日から30日以内
備考	※1 大気汚染防止法施行規則に定める様式 「添付書類」 a. 工場、事業場とその付近の見取り図 b. 工場、事業場の建物の配置図 c. 施設の配置図(施設の位置図、立体図) d. 施設の仕様書またはカタログ				

2. 金沢市環境保全条例

特定施設を設置している(しようとする)事業者は、その場合に応じて下記の届出をすることが金沢市環境保全条例により、義務付けられています。

番号	届出の種類	施設の種類	内 容	様式 (※1)	届出部数	提 出 期 限
1	特定施設 設置届出	特定粉じん	工場、事業場に施設を設置しようとする場合	第1号	2部	施設を設置する60日以前
2		一般粉じん		第1号	1部	設置する前
4	特定施設 使用届出	特定粉じん	一の施設が当該施設となった際、 現に施設を設置している場合	第1号	2部	施設が当該施設となった日から 30日以内
5		一般粉じん		第1号	1部	
6	特定施設の 構造等変更届出	特定粉じん	1から5の届出に係る施設の構造、 使用の方法及び、粉じんの 処理または防止の方法、粉じんの 管理及び飛散防止の方法を変更した 場合	第1号	2部	施設を変更する60日以前
7		一般粉じん		第1号	1部	施設を変更する前
8	氏名等変更届出	粉じん(※2)	1から5の届出に係る氏名、住所、 または工場名、事業場名、所在地を 変更した場合	第6号	1部	変更の日から30日以内
9	特定施設 使用廃止届出	粉じん(※2)	1から5の届出に係る施設の使用を 廃止する場合	第7号	1部	施設を廃止した日から30日以内
10	特定施設 承継届出	粉じん(※2)	1から5の届出者の地位(譲受、 借受、相続、合併による)を承継する 場合	第9号	1部	地位を承継した日から30日以内
11	改善措置完了届出	粉じん(※2)	特定施設の改善命令に基づく措置を 完了した場合	第10号	1部	改善措置完了後、速やかに届出る
備考	※1 金沢市環境保全条例施行規則に定める様式 ※2 粉じんとは、一般粉じん及び特定粉じんに係るものを指す 「添付書類」 各様式の備考欄を参照					

第3項 粉じん発生施設と排出基準(構造・使用・管理基準)

1. 一般粉じん発生施設と構造・使用・管理基準

番号	区分	施設名	規模	構造・使用・管理基準
1	法律	コークス炉	原料処理能力 50t/日以上	1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
				2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。
				3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	法律	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積 1,000m ² 以上	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。
	条例	同上	面積 500m ² 以上 1,000m ² 未満	1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	法律	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅 75cm以上 または、 バケットの内容積 0.03m ³ 以上	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 並びにコンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、おそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	法律	破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力 75kW以上	次の各号の一に該当すること。
	条例	同上	原動機の定格出力 37.5kW以上 75kW未満	1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。
5	法律	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力 15kW以上	3 散水設備によって散水が行われていること。
	条例	同上	原動機の定格出力 7.5kW以上 15kW未満	4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

2. 特定粉じん発生施設と規制基準

番号	施設名	大気汚染防止法	金沢市環境保全条例	規 制 基 準
		規模	規模	
1	解綿用機械	原動機の定格出力 3.7kw以上	原動機の定格出力 3.7kw未満	敷地境界における石綿の 大気中濃度が、10本/ℓを 超えないこと。
2	混合機			
3	紡織用機械			
4	切断機	原動機の定格出力 2.2kw以上	原動機の定格出力 2.2kw未満	
5	研磨機			
6	切断用機械			
7	破碎機及び研磨機			
8	プレス (剪断加工用のものに限る。)			
9	穿孔機			

備考

石綿を含有する製品の製造の用に供する施設(湿式および密閉式のものを除く)に限る。

第4項 罰則について

基準適合命令違反、改善命令違反、各種届出義務違反等に対しては、大気汚染防止法または金沢市環境保全条例に基づき、下記のとおり罰則が適用されます。

区分	対 象	違 反 内 容	罰 則
法	一般粉じん発生施設	設置、構造等変更の未届出、虚偽の届出	30万円以下の罰金
		基準適合命令違反	6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
金 沢 市 環 境 保 全 条 例	特定粉じん発生施設	設置、構造等変更の未届出、虚偽の届出	3月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金
		経過措置の未届出、虚偽の届出	10万円以下の罰金
		設置、構造等変更の実施制限違反	
		設置、構造等変更の届出に対する計画変更命令違反	1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
		改善命令違反	
	一般粉じん発生施設	設置、構造等変更の未届出、虚偽の届出	10万円以下の罰金
		経過措置の未届出、虚偽の届出	
		改善命令違反	3月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金

第4章 水銀排出施設について

第1項 設置者の義務

1. 水銀排出施設設置者の義務(大気汚染防止法)

- ① 所定の様式により、水銀排出施設の設置の届出を行うこと。また、その届出内容に変更があった場合は速やかにその内容を届出ること。
- ② 水銀排出施設から排出する水銀等の濃度は排出基準に適合したものとすること。
- ③ 工場、事業場から排出する水銀等の濃度が、排出基準に適合しているかを定期的に測定し、その結果を保存すること。

第2項 届出について

水銀排出施設を設置している(しようとする)事業者は、その場合に応じて下記の届出をすることが大気汚染防止法により、義務付けられています。

番号	届出の種類	内 容	様式 (※1)	届出部数	提 出 期 限
1	水銀排出施設 設置届出	工場、事業場に施設を設置しようとする場合	第3号の6	2部	工事着手予定日の60日前まで
2	水銀排出施設 使用届出	一の施設が当該施設となった際、 現に施設を設置している場合	第3号の6	2部	当該施設が施設となった日から 30日前まで
3	水銀排出施設 変更届出	1または2の届出に係る施設の構造、 使用の方法または水銀等の処理の方法 を変更した場合	第3号の6	2部	施設を変更する60日前まで
4	氏名変更届出	1又は2の届出に係る氏名、住所、 または工場名、事業場名、所在地を 変更した場合	第4号	2部	変更の日から30日以内
5	水銀排出施設 使用廃止届出	1または2の届出に係る施設の使用を 廃止する場合	第5号	2部	施設を廃止した日から30日以内
6	水銀排出施設 承継届出	1または2の届出者の地位(譲受、 借受、相続、合併による)を承継する 場合	第6号	2部	地位を承継した日から30日以内
備考	※1 大気汚染防止法施行規則に定める様式 「添付書類」 a. 工場、事業場とその付近の見取り図 b. 工場、事業場の建物の配置図 c. 施設の配置図(施設の位置図、煙道図及び検査口の位置図、煙突の立体図) d. 燃料の成分表 e. 施設の仕様書またはカタログ f. 緊急連絡用の電話番号、その他緊急時における連絡系統				

第3項 水銀排出施設と排出基準

項 番号	施 設 名	規 模	排 出 基 準 (μg/Nm ³)	
			新規	既存(※1)
1	ボイラー (小型石炭混焼ボイラー)	・ 燃焼能力 500/h以上 (石炭を燃焼させるものであって燃焼能力10万ℓ/h未満のもの)	10 (標準酸素濃度 6%)	15 (標準酸素濃度 6%)
2	ボイラー (大型石炭混焼ボイラー、石炭専焼ボイラー)	・ 燃焼能力 500/h以上 (石炭混焼ボイラーについては石炭を燃焼させるものであって燃焼能力10万ℓ/h以上のもの)	8 (標準酸素濃度 6%)	10 (標準酸素濃度 6%)
3	①金属の一次精錬(銅又は金を精錬するものに限る)の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、煅焼炉、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(3項③に掲げるものを除く。)	・ 原料の処理能力が1 t/h以上	15	30
	②金属の一次精錬(銅又は金を精錬するものに限る)の用に供する溶解炉(専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及び3項③に掲げるものを除く。)	・ 火格子面積が1 m ² 以上 ・ 羽口面断面積が0.5 m ² 以上 ・ 燃料の燃焼能力が重油換算で500/h以上 ・ 変圧器の定格容量が200kVA 以上		
	③銅の一次精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉(専ら粗銅を原料とするものを除く。))及び乾燥炉	・ 原料の処理能力が0.5t/h以上 ・ 火格子面積が0.5m ² 以上 ・ 羽口面断面積が0.2 m ² 以上 ・ 燃料の燃焼能力が重油換算で200/h以上		
4	①金属の一次精錬(鉛又は亜鉛を精錬するものに限る)の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、煅焼炉、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(4項③に掲げるものを除く。)	・ 原料の処理能力が1 t/h以上	30	50
	②金属の一次精錬(鉛又は亜鉛を精錬するものに限る)の用に供する溶解炉(専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及び4項③に掲げるものを除く。)	・ 火格子面積が1 m ² 以上 ・ 羽口面断面積が0.5 m ² 以上 ・ 燃料の燃焼能力が重油換算で500/h以上 ・ 変圧器の定格容量が200kVA 以上		
	③鉛又は亜鉛の一次精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉(専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。))及び乾燥炉	・ 原料の処理能力が0.5t/h以上 ・ 火格子面積が0.5m ² 以上 ・ 羽口面断面積が0.2 m ² 以上 ・ 燃料の燃焼能力が重油換算で200/h以上		
5	①金属の二次精錬(銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る)の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、煅焼炉、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(5項③、⑤に掲げるものを除く。)	・ 原料の処理能力が1 t/h以上	50	銅：300 鉛又は亜鉛：400
	②金属の二次精錬(銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る)の用に供する溶解炉(専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及び5項③、④、⑤に掲げるものを除く。)	・ 火格子面積が1 m ² 以上 ・ 羽口面断面積が0.5 m ² 以上 ・ 燃料の燃焼能力が重油換算で500/h以上 ・ 変圧器の定格容量が200kVA 以上		
	③銅、鉛又は亜鉛の二次精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉(専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。))及び乾燥炉(5項⑤に掲げるものを除く。)	・ 原料の処理能力が0.5t/h以上 ・ 火格子面積が0.5m ² 以上 ・ 羽口面断面積が0.2 m ² 以上 ・ 燃料の燃焼能力が重油換算で200/h以上		
	④鉛の二次精錬(鉛合金の製造を含まない)の用に供する溶解炉	・ 燃料の燃焼能力が重油換算で10L/h以上 ・ 変圧器の定格容量が40kVA 以上		
	⑤亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。))の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	・ 原料の処理能力が0.5t/h以上		

6	①金属の二次精錬（金を精錬するものに限る）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（6項②に掲げるものを除く。）	・原料の処理能力が1 t/h以上	30	50
	②金属の二次精錬（金を精錬するものに限る）の用に供する溶解炉（専ら粗銀又は粗金を原料とするもの及びこしき炉を除く。）	・火格子面積が1 m ² 以上 ・羽口面断面積が0.5 m ² 以上 ・燃料の燃焼能力が重油換算で500/h以上 ・変圧器の定格容量が200kVA 以上		
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	・火格子面積が1 m ² 以上 ・燃料の燃焼能力が重油換算で500/h以上 ・変圧器の定格容量が200kVA 以上	50 (標準酸素濃度 10%)	80 (※2) (標準酸素濃度 10%)
8	廃棄物焼却炉（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及び9項を除く。）	・火格子面積が2 m ² 以上 ・焼却能力が200kg/h以上	30 (標準酸素濃度 12%)	50 (標準酸素濃度 12%)
9	ガスタービンのうち石炭をガス化して燃焼させるもの	・燃料の燃焼能力（重油換算）500/h以上	8 (標準酸素濃度 16%)	10 (標準酸素濃度 16%)
10	廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの	(掘切りなし)	50 (標準酸素濃度 12%)	100 (標準酸素濃度 12%)
備考	※ 1 施行日(2018(平成30)年) 4月1日)において現に設置されている施設（既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修をした場合は新規施設の基準が適用） ※ 2 原料とする石灰石1 kg中の水銀含有量が0.05mg以上であるものについては、排出基準 140 μg/Nm ³ が適用			

第4項 水銀等排出濃度の測定について

大気汚染防止法により、以下のように水銀排出施設に係る水銀濃度を定期的に測定し、その結果を記録し、3年間保存することが義務付けられています

水銀排出施設	定期測定の頻度
①排出ガス量が4万N m ³ /時以上の施設（③、④を除く）	4か月を超えない作業期間ごとに1回以上
②排出ガス量が4万N m ³ /時未満の施設（③、④を除く）	6か月を超えない作業期間ごとに1回以上
③専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鋳を原料とする乾燥炉	年1回以上
④専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年1回以上

「定期測定」の結果が排出基準を超えた場合は、その測定結果が平常時における平均的な排出状況を捉えたものであるかを確認するため、「再測定」を実施したうえで評価を行います。

「再測定」は次の期間内に3回以上行い、初回の測定結果を含めた計4回以上の測定結果のうち最大値及び最小値を除くすべての測定結果の平均値で評価します。

定期測定の結果が排出基準の1.5倍を超える場合	定期測定の結果を得てから30日以内
上記以外の場合	定期測定の結果を得てから60日以内

第5項 罰則について

改善命令違反、各種届出義務違反等に対しては、大気汚染防止法に基づき、下記のとおり罰則が適用されます。

違 反 内 容	罰 則
設置、構造等変更の未届出、虚偽の届出	3月以下拘禁刑の又は30万円以下の罰金
設置（既存施設に限る）の未届出、虚偽の届出	30万円以下の罰金
設置、構造等変更の届出に対する計画変更命令違反	1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
設置、構造等変更の実施制限違反	30万円以下の罰金
改善命令違反	1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
未記録、虚偽の記録、記録の保存義務違反	30万円以下の罰金
氏名等の変更、廃止、承継の未届出	10万円以下の過料

第5章 指定物質排出施設について(金沢市環境保全条例)

第1項 設置者の義務

指定物質排出施設設置者の義務(金沢市環境保全条例)

- ① 様式第15号により、特定施設の設置の届出を行うこと。
また、その届出内容に変更があった場合は速やかにその内容を届出ること。
- ② 指定物質排出施設から発生する指定物質は抑制基準に適合したものとすること。
- ③ 事業場等を設置している者は、事故により当該事業場等から公害原因物質等を発生し、排出し、又は飛散させることによって、人の健康若しくは生活環境を損ない、又は損なうおそれが生じたときは、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかにその状況を市長に届出なければなりません。

第2項 届出について

番号	届出の種類	施設の種類	内 容	様式 (※1)	届出部数	提 出 期 限
1	指定物質排出施設 設置届出	指定物質排出施設 (テトラクロロエチレン によるドライクリーニング)	工場、事業場に施設を 設置しようとする場合	第15号	2部	施設を設置する60日以前
備考	※1 金沢市環境保全条例施行規則に定める様式 「添付書類」 各様式の備考欄を参照					

第3項 指定物質排出施設と指定物質抑制基準

施設の種類	規 模	抑制基準
テトラクロロエチレンによる ドライクリーニング	処理能力 30kg/回以上	新設：300mg/m ³ 既設：500mg/m ³ (※密閉式は除く)

(注)

- ① 既設とは、平成9年4月1日において、現に設置されている施設をいう。
- ② 新設とは、平成9年4月2日以後に設置された施設をいう。
- ③ 抑制基準は、温度が0℃であって、気圧を1気圧の状態に換算した
排出ガス 1m³につきの量とする。

【問い合わせ先】

金沢市環境政策課

〒920-8577 金沢市柿木畠1番1号

TEL 076-220-2508

FAX 076-260-7193

E-mail kansei@city.kanazawa.lg.jp

○金沢市ホームページ URL

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/>

○届出書ダウンロード

金沢市ホームページ>申請書ダウンロード>事業者向けの申請書>
産業・ビジネスに関する申請書>環境>環境保全に関すること>
申請書ダウンロード>ばい煙発生施設関連・粉じん発生施設関連